ケーススタディ 年金制度改革企業事例

イオン株式会社

投資信託商品の指定運用方法採用事例 ~加入者に対する忠実義務と論理的検討の帰結~

運用未指図者が自己責任において運用を行ったものと見なす指定運用方法を規約で定めるように法改正がなされた。運 用利回りの確保可能性を重視するか、元本割れの可能性回避を重視するか、どちらの設定をするかはDC実施事業主の悩み の1つであろう。ここでは論理的帰結としてバランス型ファンドを指定運用方法と採用したイオンの取り組みを紹介する。

本の生活を支えるイオングループ

散策すると半日はかかるようなイオンの大 規模ショッピングモールを親子連れで楽しん だ人は多いだろう。首都圏を中心に小規模 店舗で展開する「まいばすけっと|でリーズ ナブルな食材を購入し喜ぶ人もいるはずだ。 「オリジン弁当 |や「ミニストップ |など、イオン グループのお店は、私たちの生活に密着した 欠かせない存在となっている。

小売りだけではない。イオン銀行、電子マ ネーのWAONなど、金融事業でも同社は頭 角を現しつつある。

さらに同社では、主要企業の税引き前利 益の1%相当額を拠出し、社会貢献に取り組 む試み「イオン1%クラブ」を通じた青少年育 成などの取り組み、1,000万本の植樹や廃棄 物ゼロへの取り組みなどのサステナビリティ 活動、ダイバーシティ経営を意識し女性管理 職50%や障害者雇用10,000人を目指して働 きやすさの実現に取り組む企業の側面も持

そんな同社にとって、DCは退職給付制度 の大きな役割を占めており、加入者に対する 忠実義務を意識した運営のなか、指定運用 方法として投資信託商品を採用している。

生年金基金制度から 早期のDC導入

イオンの現在の退職給付制度の概略は DC60%、DBが40%となっている。DCと DBの併用としてはDCの割合が過半を占め ているケースである。

同社の企業年金制度の沿革を整理する と、イオン本体が実施していた厚生年金基 金にさかのぼることができる(1969年4月設 立)。これが代行返上を踏まえて一部をDC に移換、現在のDBにつながっている。現在 はキャッシュバランス類似型(受給者の給付

利率が実勢に連動する)の給付設計で運営 されている。

DCの採用は2003年11月である。DC法 が施行されてそれほど間を置かず導入に踏 み切った早期のDC導入グループに属する。

リーマンショックも、その後の市場の回復 も見てきた同社のDCは、今では加入企業数 も加入者数もDBを上回っているだけではな く、資産額でも1.100億円を数え、DBの900 億円を上回っている状況にある。

65 歳定年延長に伴い DCも65歳まで適用

日本では65歳までの雇用が義務づけられ ているが、多くの企業ではまだ定年年齢を 60歳とし65歳までは継続雇用(再雇用)と するのが主流派である。最近でこそ定年延 長の流れが進んでいるものの、厚生労働省 の調査では65歳定年の企業の割合は16.1 %となっている。大企業に限ればその割合 は減少し9.4%だ。

しかし同社は早期に65歳定年を打ち出し ている(2007年2月から)。これは50歳代の 優秀な人材について引き続き会社のために 貢献してもらおうという狙いであるが、退職 金の加算についても65歳まで継続することと しているところに、同社の本気度が読み取れ る(法改正までの間は前払いで対応)。

DBは厚生年金の適用があれば65歳まで 加入対象者とできるが、マッチング拠出の法 改正に関連して65歳まで企業型DCの適用 が可能になった時期から、DCについても65 歳まで拠出を実現している。

先駆的な取り組みにためらわない同社の DC制度運営は、指定運用方法の法施行に も現れた。投資信託商品の採用である。

|定運用方法の議論を論理的に 詰めた結果が投資信託の採用に

結論を先に紹介すれば、同社は指定運用

方法をバランス型ファンドとしている。リスク が低めの資産配分のものだ。

同社は大きく3つの視点で指定運用方法 について議論を行ったと、イオン企業年金基 金常務理事 福本充伸氏は言う。「それは、 第1に『指定運用方法を規定するかしない か』という論点、第2に『元本確保か長期的 リターンを目指すか』、第3に『どのような商品 とするか」という論点ですし。

●第1の論点

「指定運用方法を規定するかしないか」

現在のデフォルト商品の規約について規 約変更届を出して修正する必要があるが、指 定運用方法を指定しない場合、運用未指図 者については現金預かりで対応することにな りかねない。これは老後の資産形成になり 得ないし、預かり金に対するマイナス金利が 会社負担で求められる懸念もある。

これに比べれば、指定運用方法を設定し た場合、既存社員の運用未指図者について は従来どおりの運用(元本確保型商品)が 継続されること、運用指図を促す努力が継 続して必要となることは課題として残るもの の、法律上も本人が自己責任のものから何ら かの商品を選択したことになる。企業にとっ ては指定運用方法を設定することがベター であろうと判断をした。

●笙2の論占

「元本確保か長期的リターンを目指すか」

そもそもの位置づけとしてDC制度は従業 員の退職年給付制度の一部であり、また同 社はDC制度の採用割合が大きいため、そ の運用成績は将来の受給額にも大きく影響 する。だとすれば長期的に高齢期の所得確 保に資する運用方法を設定することを考える べきである。

そうした位置づけを踏まえれば、元本確 保型商品とするべきか長期的なリターンを目

イオン株式会社

木社所在地: 千葉 里千葉 市 美 近 区 中瀬 1-5-1

設 立 年 月: 1926年9月 資 本 金: 2,200億700万円 営業収益:8兆3.900億円

事 業 内 容:小売、ディベロッパー、金融、サービス事業の総合グループ 従業員数:148.146名、パート262.958名(2018年2月期)

U R L: https://www.aeon.info/ir/



福本 充伸(ふくもと みちのぶ)

イオン企業年金基金 常務理事

プロフィール/1982年イオングループ子会社に入 社。1998年よりグループの退職金年金制度改革 に携わり、厚生年金基金改革、DC導入、代行返上、 キャッシュバランス導入などを推進。企業年金連合 会確定拠出年金小委員会長を務める。

指す商品とするべきかも自ずと方向性が見え てくる。

元本確保型商品では利回りはほとんど付 かず想定利回りの達成は困難である(同社 DCの想定利回りは2.5%)。確かに元本割 れの恐れはないものの、インフレの時期には むしろ資産価値が目減りする恐れもある。

それに対して長期的にリターンを目指す商 品を指定運用方法として採用することがで きればどうなるだろうか。リスクをとった資産 運用を行うほうが物価変動にも対応可能で あり、かつ想定利回りの達成可能性も高まる ことは明らかである。確かに短期間ではマイ ナスとなる恐れもあるとはいえ、長期運用と 分散投資を行えば長い目で見て元本を割る 可能性は低いはずだ。

厚生労働省の確定拠出年金の運用に関 する専門委員会でも、名古屋市立大学臼杵 政治教授が100%元本確保型運用を行うと むしろインフレに負ける可能性が少なくない こと、長期積立投資で国内外に分散投資を 行えばむしろインフレにも勝ちやすく運用成 績も良好になる可能性が高いことを示して おり、こうした事実も同社の検討の後押しと なった。

●第3の論点 「どのような商品とするか」

商品類型としては「バランス型投資信託 (資産配分は固定されているもの)」「リスク コントロール型投資信託」「ターゲットイヤー 型投資信託」などが挙げられた。それぞれ の特徴が一長一短あるなかで、具体的な商 品情報を入手しながら慎重に議論を進めて いった。

海外ではターゲットイヤー型(あるいはター ゲットデート型)が主流であることは承知して いるものの、社員の中途加入、中途退職が多 いことから年齢要素は含めないこととした。

リスクコントロール型については、近年日 本で多く設定され始めている新しい商品タイ プだ。市場動向に応じて資産配分を機動的 に変更、リスクを一定程度にコントロールする ものだが、、運用方法が分かりにくい点に加 入者への説明の難しさもある。

最終的には、「平均勤続年数に近い10年 程度の期間で年2.5%程度の期待リターンを 指向できる商品を選択することを目指し、運 用方法がシンプルであり、手数料も低廉な 設定となっているバランス型商品を新規採 用する (福本氏) こととなった。

法改正が行われた2016年夏以降、厚生 労働省のDCの運用に関する専門委員会の 議論を傍聴するなどしながら検討を深め、 報告書の出たあたりから具体的な候補の絞 り込みなどを行っていった。

2017年10月にグループ労使で行うDC委 員会で検討を行い、11月にはグループ労使 年金協議会で承認を得て、グループ各社の 同意取得に動いた。最終的には2018年2月 には加入各社の労使合意が成立した。

同社の制度上の施行日は2018年5月1日、 つまり法施行日と同日ということになる。

■入者の忠実義務の立場で議論

ここまでの検討プロセスが、実に論理的 であり、かつ加入者にとっての利益の優先、 つまり忠実義務をその議論のベースに置い ていることに驚かされる。

指定運用方法に投資信託を設定するとい うことは、当然ながら労使交渉において努力 を要する。元本割れしないという一点で元 本確保型商品を引き続き採用すれば何の苦 労もなかっただろう。しかし同社は72社にも 及ぶ適用事業所の全てに労使合意を得るプ ロセスを踏まえてもなお、指定運用方法に投

資信託を採用することとした。

同社では、DC委員会をDC制度のスター ト時点から持っており、これは労使で設定さ れているものだ。原則として年2回ほどの開 催があり、運用商品の検証、情報提供、制 度運営のモニタリングなどを目的としている。

こうしたガバナンス体制、労使の意思共有 の体制が整っていたことも、スムーズな労使 交渉と労使合意取得につながっているようだ。 「それでも、スタート時点では投資信託を設 定しなくても良いのではないかという人がほ とんどでした|と福本氏は振り返る。あくま でも論理的にかつデータを示しつつ、指定 運用方法を投資信託に設定する必要性を説 得していったそうだ。最終的には労働組合 の理解も得て、運営管理機関にも新規採用 商品の設定を依頼し、指定運用方法の投資 信託商品採用にこぎ着けた。

もちろん、指定運用方法を安易に利用さ せるのではなく、加入者の自らの判断による 運用指図を行わせる取り組みも進めている。 グループの担当者の集まる研修を実施した り、新規加入者の適用事務プロセスでの運 用指図書提出を励行させるなどして未指図 率の引き下げにも取り組んでいる。

* *

本業での同社の競争力の強さは広く知ら れているところであるが、その源泉は勤労者 一人ひとりの満足度であり、また、それを担 保する会社の人事制度の姿勢であろう。DC もまた、加入者のための忠実義務に従い、議 論をしていった結果が投資信託商品の指定 運用方法採用になったと言える。

同社の取り組み姿勢は、ガバナンスの観 点でも指定運用方法の検討プロセスとして も大いに参考になるところがあるのではない だろうか。

14 企業年金総合プランナー 2019 第33号